

第 3 7 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書について、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 2年11月20日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

以前、問合せをした件について、添付メールで回答を受けた、「国の通知に該当するものと名古屋市が認めた」とする打合記録と決裁の全て

（DVの事実がないのに、どうやって確認したのか？偽装DVを、どうやって認めているのか？）

【添付メールの内容】

ご連絡いただきました件について、回答させていただきます。

特別定額給付金につきましては、基準日となる 4月27日時点で住民登録されている自治体から世帯単位で給付するものとなっております、世帯主が申請・受給権者となっております。

しかしながら、添付した国の通知に該当する場合は、住民登録されている世帯とは別に給付金を申請・受給することが可能となっております。

△△につきましては、本人から別々で生活しており、支給も別にしたいとの申し出があり、国の通知に該当するものと名古屋市が認めたものでございます。

なお、上記の「添付した国の通知」は具体的には以下のものである。

- ・令和 2年 4月22日付総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡

「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」

- ・令和 2年 4月27日付総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡

「虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理について」

- ・令和 2年 4月27日付総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡

「施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について」

- 2 同年12月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否を行う非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和 3年 2月 1日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した理由として、おおむね次のとおり主張している。

本件行政文書は、特定の個人との応対があったことを前提としており、特定の個人との応対の有無については、当該個人のプライバシーに関する情報であって、当該個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当し、当該文書の存否を明らかにすると、非公開情報を公開することとなるため、当該文書は、条例第 9条（存否応答拒否）に該当する。

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件公開請求書の記載内容は、特定の個人との応対があったことを前提としており、該当する行政文書の存否を答えることは、当該請求書に記載されている特定の個人に係る事実の有無そのものを回答することになる。特定の個人との応対の有無及び特定の個人に係る事実の有無を回答することについては、当該個人のプライバシーに関する情報であって、当該個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと認められることから、条例第 7条第 1項第 1号に該当するものである。

(2) 審査請求人は、市役所は意思決定した書類を行政文書として出せないということはおかしいと主張するが、本件行政文書は、条例第 9条（存否応答拒否）に該当し、当該行政文書の存否を明らかにすることが非公開情報を公開することとなるため、審査請求人の主張は本件処分を覆すものではない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

改めて公開決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分が不服であるため。市役所が意思決定した書類を行政文書として出せないということはおかしい。
- (2) 個人情報の公開までは求めている。メールで送られてきたように、事実と反することをどのような過程で決裁を行い確認し認めたのか知りたい。
- (3) 弁明書に「対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになる」とあるが、「確認した」とメールがきており、その決裁を公開するだけで、非公開情報が公開されるとは考えられない。条例第 7 条第 2 項により、個人情報など非公開部分を除き、公開すべきである。
- (4) 個人のプライバシーについて非公開とすることには同感である。DVの事実がないにも関わらず、どのように確認したのか知りたい。個人情報に関する部分は非公開で構わないと何度も伝えている。
- (5) 情報公開では、原則公開となっている。何も情報公開できないという理由が全く分からない。決裁は、当然公開されると聞いている。個人情報は当然塗りつぶしているが、それ以外の意思決定に至る経緯は、公開の対象になると聞いている。今回、なぜ公開されないのか。
- (6) 私と相手方の個人情報のやり取りを請求しているわけではなく、市が意思決定した経緯を公開してほしいと言っているだけである。何に基づいて公開できないのか。条例所管であるスポーツ市民局がどう判断したのか。
- (7) 送ってきたメール自体が、特別定額給付金担当と書いてあるだけで、名前も書いていない。本来は、このメールを送るうえで意思決定をしていると思う。その経過を出せないのはおかしいのではないか。
- (8) やり取りは公開しなくてよい。実施機関から言われて、個人情報開示請求も行ったが、それに関しては不服申立てもしていない。個人情報はいら

ないため、役所が意思決定をした経緯を知らせてほしい。

- (9) 文書の有無は関係なく、意思決定した経緯を知りたいと言っているだけなのに、なぜ文書まで遡るのか。市の誰が意思決定をしたか知りたいだけの話なので、それを知らせないのはおかしい話である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 争点について

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

- (2) 一方で、当該公開請求に係る行政文書の有無にかかわらず、当該行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報を公にすることとなる場合がある。条例第 9 条は、このような場合に、条例が保護する利益を損なわせることのないよう、例外的に、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することを定めたものである。

- (3) 本件公開請求の記載から、本件行政文書は、特定の個人が実施機関に対して行った問合せに対する回答内容に係る打合せ記録及び決裁文書であると認められる。

当該行政文書は、特定の個人から実施機関に対して問い合わせがあったことを前提としており、当該文書が存在するか否かを明らかにした場合、特定の個人と実施機関との間での対応の有無が明らかになることとなる。

(4) そうすると、特定の個人が実施機関に対して問合せを行った事実の有無等、当該個人のプライバシーに関する情報であって当該個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報を公にすることになるとする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

(5) したがって、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められる。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記3において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 4月 20日	諮問書の受理
6月 15日	弁明書の写しの受理
7月 14日	反論意見書の受理
令和 4年 9月 2日 (第37回第 3小委員会)	調査審議
10月 7日 (第38回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第38回第 3小委員会)	調査審議
11月 4日 (第39回第 3小委員会)	調査審議

12月15日	答申
--------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人